

各種計画等一覧

一宮市

(2025年4月1日時点)

各課で保有する各種計画の概要一覧

目 次

部課名		計画等の名称	整理番号
部	課 [外線番号]		
総合政策部	政策課 [28-8952]	第7次一宮市総合計画	1
		新市建設計画	2
		第4次一宮市男女共同参画計画	3
		一宮市デジタル田園都市構想総合戦略	4
	市民協働課 [28-8671]	第11次一宮市交通安全計画	5
	危機管理課 [28-8959]	一宮市地域防災計画	6
		一宮市国民保護計画	7
		一宮市業務継続計画(BCP)【地震対策計画】	8
		一宮市業務継続計画(BCP)【新型コロナウイルス編】	9
		一宮市地域強靱化計画	10
	危機管理課 [28-8959] (市民健康部)保健予防課 [52-3854]	一宮市新型インフルエンザ等対策行動計画	11
		一宮市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)	12
	地域DX戦略室 [28-9142]	一宮市官民データ活用推進計画	13
総務部	情報システム課 [28-8670]	一宮市DX推進計画	14
	人事課 [28-8953]	一宮市特定事業主行動計画	15
		一宮市障害者活躍推進計画	16
		一宮市監査事務局障害者活躍推進計画	
		一宮市議会局障害者活躍推進計画	
		一宮市教育委員会障害者活躍推進計画	
		一宮市病院事業部障害者活躍推進計画	
		一宮市上下水道部障害者活躍推進計画	
		一宮市消防本部障害者活躍推進計画	
財務部	財政課 [28-8960]	一宮市中期財政計画	17
	資産経営課 [28-8961]	一宮市公共施設等総合管理計画	18
		施設のあり方計画(一宮市公共施設 個別施設計画) (計画は各部において策定)	19
市民健康部	保険年金課 [28-8669]	第3期一宮市国民健康保険データヘルス計画(含 第4期 一宮市特定健康診査等実施計画)	20
	保健総務課 [52-3851]	第2次健康日本21いちのみや計画後期計画	21
		第2期一宮市自殺対策行動計画	22
	保健衛生課 [52-3857]	令和7年度一宮市食品衛生監視指導計画	23
	保健予防課 [52-3855]	一宮市感染症予防計画	24

部課名		計画等の名称	整理番号
部	課 [外線番号]		
福祉部	障害福祉課 [85-7698]	第3次一宮市障害者基本計画(含第7期一宮市障害福祉計画、第3期一宮市障害児福祉計画)	25
	高年福祉課 [28-9151] 介護保険課 [28-9018]	第9期一宮市高齢者福祉計画(含 介護保険事業計画)～思いやりライフ21プラン～	26
	福祉総務課 [28-9015]	一宮市地域福祉計画	27
		一宮市成年後見制度利用促進基本計画	28
子ども家庭部	子育て支援課 [28-9022]	一宮市こども総合計画	29
	保育課 [28-9024]	一宮市保育所等施設総合管理計画	30
環境部	環境政策課 [45-9953]	第3次一宮市環境基本計画	31
		いちのみや気候変動対策アクションプラン2030	32
		一宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 「第5次エコアクション一宮」	33
	廃棄物対策課 [45-5374] 収集業務課 [45-7004] 施設管理課 [48-5383]	一般廃棄物処理基本計画	34
	廃棄物対策課 [45-5374] 収集業務課 [45-7004] 施設管理課 [48-5383]	一般廃棄物処理実施計画	35
	廃棄物対策課 [45-5374] 施設管理課 [48-5383]	一宮市循環型社会形成推進地域計画(第4期)	36
	廃棄物対策課 [45-5374] 収集業務課 [45-7004] 施設管理課 [48-5383]	一宮市災害廃棄物処理計画	37
	施設管理課 [48-5383]	尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画	38
活力創造部	農業振興課(農政G) [28-9135]	一宮市農業振興地域整備計画	39
	農業振興課(農産G) [28-9136]	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	40
	図書館管理課 [72-2343]	一宮市子ども読書活動推進計画(第4次)	41
	指定管理課 [85-7080]	一宮市民会館バリアフリー環境整備計画	42

部課名		計画等の名称	整理 番号
部	課 [外線番号]		
まちづくり部	都市計画課 (都市計画・広域事業G) [28-8632]	一宮市都市計画に関する基本的な方針 (一宮市都市計画マスタープラン)	43
		一宮市立地適正化計画	44
	地域交通課 (交通政策G) [28-8955]	第3次一宮市公共交通計画	45
		一宮市総合交通戦略	46
		一宮市自転車活用推進計画	47
	地域交通課 (安全施設G) [85-7438]	一宮市道路附属物保全計画	48
		一宮市通学路交通安全プログラム	49
	公園緑地課(整備G) [28-8635]	一宮市緑の基本計画	50
	公園緑地課(緑化・景観G) [28-8636]	一宮市景観基本計画	51
		一宮市景観計画	52
建築部	住宅政策課(対策G) [85-7010]	一宮市建築物耐震改修促進計画(改定版)	53
		一宮市空家等対策計画	54
		一宮市マンション管理適正化推進計画	55
	住宅政策課(居住支援G) [85-7011]	一宮市公営住宅等長寿命化計画	56
建設部	維持課(橋梁保全G) [85-7534]	一宮市橋梁保全計画	57
		一宮市横断歩道橋保全計画	58
	道路課(舗装G) [28-8640]	一宮市舗装管理計画	59
	道路課(街路G) [28-9144]	一宮市無電柱化推進計画	60
	治水課 [28-8642]	一宮市総合治水計画	61
教育部	総務課 [85-7071]	一宮市シン学校プロジェクト基本方針	62
	学校教育課 [85-7073]	一宮市学校教育推進プラン	63
	学校給食課 [28-8650]	一宮市学校給食共同調理場整備基本計画	64
		(仮称)一宮市第2共同調理場整備運営計画	65
上下水道部	計画調整課 [28-8623]	一宮市公共下水道事業計画	66
		五条川右岸流域関連一宮市公共下水道事業計画	67
		日光川上流流域関連一宮市公共下水道事業計画	68
		一宮市水道事業計画	69
	経営総務課 [28-8620]	一宮市上下水道事業経営戦略	70
病院事業部	経営企画課 [71-1911]	一宮市病院事業経営強化プラン	71

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定時期	計画期間	概 要	変更・修正の時期 計画最終年度
1	総合政策部 政策課 (28-8952)	第7次一宮市総合計画	一宮市自治基本条例第10条	2017年12月	2018年～2027年度	○目的・性格： 本市の特長・強みや社会潮流を踏まえ、総合的・計画的に行政経営を進めるための、最も根幹となる計画として策定。 ○内容： 将来像 ⇒「木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」 5つのプラン ⇒ 長期的な展望で本市が行うべきことを5点に集約したもの。 ・Plan1 健やかにいきる ・Plan2 快適にくらす ・Plan3 安全・安心を高める ・Plan4 活力を生みだす ・Plan5 未来の人財を育てる 2つのマネジメント ⇒ 計画を推進していくための共通基盤 ・Management1 人を呼び込む～シティプロモーション～ ・Management2 持続可能で未来につなげる ○構成： 「基本構想(10年間)」、「基本計画(前期5年・後期5年)」、「実施計画(毎年作成)」の3層で構成。	
2	総合政策部 政策課 (28-8952)	新市建設計画	市町村の合併の特例に関する法律第6条	2004年7月 2021年3月 改定	2005年～2025年度	○目的： 合併後における新市のまちづくりの方向性を定めるために策定。 ○性格： 新市の速やかな一体性の確立と、地域の個性を生かした均衡ある発展、住民福祉の向上を図る上で、根幹となるべき主要事業や特徴的な事業を掲載したもの。 ○内容： 基本理念⇒「安心」「元氣」「協働」 将来像 ⇒「木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」 基本方針⇒①健やかでいきいきと暮らせるまちづくり ②自然と共生する快適なまちづくり ③たくましい産業が躍動するまちづくり ④個性を育む教育・文化のまちづくり ⑤活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり ⑥市民と行政の協働が織りなすまちづくり ⑦分権時代に生きる自立したまちづくり	—
3	総合政策部 政策課 (28-8952)	第4次一宮市男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法第14条第3項	2024年3月	2024年～2026年度	○目的： 男女共同参画社会の形成をめざして策定。 ○性格： 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、家庭、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や社会参画の促進に努めるよう、種々の施策を掲載したもの。 ○内容： 基本理念⇒誰もが認め合い 支え合い 輝ける社会へ 基本目標1 多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革 基本目標2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備 基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり (一宮市女性活躍推進計画、DV対策基本計画を含む)	計画最終年度
4	総合政策部 政策課 (28-8952)	一宮市デジタル田園都市構想総合戦略	まち・ひと・しごと創生法第10条第1項	2024年3月	2024年～2027年度	○目的、性格： 人口減少や地域経済の縮小といった課題を克服し、活力あるまちを維持・発展させるため、人口の将来展望(人口ビジョン)達成に向けた取り組みをまとめたもの。 ○内容： ・地域ビジョン⇒「トカイナカ」で子育てにやさしく安心して暮らせるまち ・人口ビジョン⇒2060年の市総人口 約34万人をめざす。 ・総合戦略⇒ 基本目標1:「若い世代の希望をかなえ、充実した子育て環境と子どもが健やかに学べるまち」をつくる 基本目標2:「都会の利便性と田舎ののどかさが織りなす、暮らしたくなるまち」をつくる 基本目標3:「一宮らしさをアピールし、ひとが集まる魅力あるまち」をつくる 基本目標4:「企業誘致や既存産業の活性化により新たなしごとを創り、働く力を育むまち」をつくる 基本目標5:「安心して快適に暮らせるまち」をつくる	—
5	総合政策部 市民協働課 (28-8671)	第11次一宮市交通安全計画	交通安全対策基本法	2022年2月	2021年～2025年度	○目的： 市民の交通安全や道路環境の整備等の施策を推進し、交通死亡事故をなくすとともに交通事故件数も減少させることを目的として策定。 ○性格： 2021年度から2025年度までの5年間に構ずべき一宮市における交通安全に関する施策の大綱を定めたもの。 ○内容： 講じようとする施策 ・交通安全教育の推進 ・安全運転の確保 ・道路交通環境の整備 ・救助・救急活動の充実 ・自転車の安全利用の推進と利用環境の整備 ・通学路安全対策の推進	計画最終年度の翌年度
6	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市地域防災計画(附属資料あり)	災害対策基本法第42条	1963年度策定 修正 (2025年3月)	永年	○目的： 市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。 ○性格： ①市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、市及び防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。②各防災関係機関が実施計画の作成等により具体化を図るものとするが、市をとりまく諸条件の変化を見極め、毎年検討し必要に応じて修正を加える等、その弾力的な運用を図る。 ○内容： ①一宮市、愛知県、市域	計画最終年度

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期間	計画期間	概 要	変更・修正の時期
7	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条	2007年3月策定 修正 (2024年10月)	永年	○目的: 武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活や経済活動に及ぼす影響を最小とすため、避難、救援、武力攻撃災害への対応措置などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。 ○性格: ①市民の生命、身体及び財産を守るため、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護を総合的に推進する。②国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果を踏まえ、必要に応じて修正を加える。 ○内容: ①平素からの備えや予防②武力攻撃事態等への対応	随時
8	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市業務継続計画(BCP)【地震対策計画】	—	2014年3月(2022年3月改訂)	永年	○目的: 大地震の発生時において、市民の生命、生活や社会経済活動に支障を生じさせないよう、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保することを目的とする。 ○性格: 地域防災計画で定められた本市の取り組むべき事項を実施するための細部計画として、応急対策等の詳細な手順書を定めるとともに、市民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための計画。 ○内容: 災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、災害時においても実施すべき「非常時優先業務」としてを選定し、実施する体制を確保するために、事前に資源(職員、庁舎、資機材等)の確保・配分や対策を進める。	—
9	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市業務継続計画(BCP)【新型コロナウイルス編】	一宮市新型コロナウイルス等対策行動計画(2009年10月策定)	2021年2月(2021年12月改訂)	永年	○目的: 新型コロナウイルス感染症の国内流行を想定し、「市民の生命と健康を守り、市民生活と社会機能を維持すること」を最優先課題として、感染拡大防止策の実施と必要な市民サービスを維持することを目的とする。 ○性格: 必要な行政サービスを維持し重要業務の中断を防ぐために策定するもので、あらかじめ継続する重要業務の絞り込みを行い、業務の継続や早期の復旧に必要な対応策等の基本的な事項について定める。 ○内容: ①重要・優先業務を継続させる。【継続業務】人命に関わる業務、市民生活の維持に不可欠な重要・優先業務等についてのみを継続業務として位置づけ、ほぼ通常どおりの業務を継続する。 ②通常業務を縮小し、一部の業務を中断する。【中断業務】新型コロナウイルスの応急対策や継続業務を行うため、新型コロナウイルスの流行規模等に応じ、重要・優先業務以外の通常業務を縮小し、一部の業務を中断・停止する。	—
10	総合政策部 危機管理課 (28-8959)	一宮市地域強靱化計画	強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条	2020年6月策定	永年	○目的: 大規模自然災害等に備えるための施策を総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進する。 ○性格: 国の国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画との調和や連携を図るとともに市政の基本方針である一宮市総合計画との整合を図りながら、一宮市地域防災計画等の一宮市における国土強靱化に関する様々な分野の計画等の指針となるもの。 ○内容: 地域特性や想定される被害を踏まえ、強靱化の基本目標や強靱化を進める上で留意すべき事項などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にする。 ①地域特性等 ②強靱化の基本的な考え方 ③強靱化の現状と課題(脆弱性評価) ④推進すべき施策 ⑤計画推進の方策	—
11	総合政策部 危機管理課 (28-8959) 市民健康部 保健予防課 (52-3854)	一宮市新型コロナウイルス等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	2009年10月策定 修正 (2021年10月)	永年	○目的: 新型インフルエンザ等が大流行した場合の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破綻にいたらないために、市として実施すべき基本的な方針を定め、発生時に冷静かつ適切な対応ができるようにすることを目的とする。 ○性格: ①新型インフルエンザ等の発生・流行時に想定される状況を念頭に置きながら、計画の策定・周知を行う。②市民の生命、身体及び社会・経済機能を守るため、関係機関と連携協力し、的確かつ迅速に対応する。③国及び愛知県の動向を見据えながら、随時行動計画を見直す。 ○内容: ①各発生段階の設定。②各発生段階における「実施体制」「情報提供・共有」「まん延防止」「予防接種」「医療」「市民生活及び市民経済の安定の確保」の実施計画。	—
12	総合政策部 危機管理課 (28-8959) 市民健康部 保健予防課 (52-3854)	一宮市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)	一宮市新型コロナウイルス等対策行動計画(2009年10月策定)	2010年7月策定 修正 (2021年12月)	永年	○目的: 国の行動計画が想定している強毒性のインフルエンザを前提とした新型インフルエンザ等の国内流行を想定し、「市民の生命と健康を守り、市民生活と社会機能を維持すること」を最優先課題として、感染拡大防止策の実施と必要な市民サービスを維持することを目的とする。 ○性格: 必要な行政サービスを維持し重要業務の中断を防ぐために策定するもので、あらかじめ継続する重要業務の絞り込みを行い、業務の継続や早期の復旧に必要な対応策等の基本的な事項について定める。 ○内容: ①重要・優先業務を継続させる。【継続業務】人命に関わる業務、市民生活の維持に不可欠な重要・優先業務等についてのみを継続業務として位置づけ、ほぼ通常どおりの業務を継続する。 ②通常業務を縮小し、一部の業務を中断する。【中断業務】新型インフルエンザ等応急対策や継続業務を行うため、新型インフルエンザ等の流行規模等に応じ、重要・優先業務以外の通常業務を縮小し、一部の業務を中断・停止する。	—

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠 法令等	策定期間	計画期間	概 要	変更・修正 の時期
13	総合政策部 地域DX戦略室 (28-9142)	一宮市官民データ 活用推進計画	官民データ活用推進基本法第9条第3項(2016年法律第103号)	2021年3月 2024年4月改訂	永年	○目的 官民データ活用の推進を図るとともに、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。 ○性格 官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づき市町村の努力義務として策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画となるものである。 ○内容 一宮市官民データ活用推進計画において定義した5つの基本的な方針に従い個別の取組を行う。 ①行政手続オンライン原則化に係る取組 ②オープンデータの推進に係る取組 ③マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組 ④デジタルデバйд 是正に係る取組 ⑤行政デジタル化に係る取組	随時
14	総務部 情報システム課 (28-8670)	一宮市DX推進計画	自治体DX推進計画(2020年12月策定) DX推進手順書(2021年7月)	2022年2月策定 (2025年3月改定)	2025年度 まで	○目的 本市のDX推進のために取り組む事項とその工程表をとりまとめ、着実にDXに取り組むことを目的とする。 ○性格 自治体DX推進手順書に示されている、自治体が自治体DX推進計画を踏まえて着実にDXに取り組むための様々な事項を、計画的に実施するため、市における取り組み事項とスケジュールを定める。 ○内容 ・自治体DXの重点取組事項 (1)自治体フロントヤード改革の推進 (2)自治体情報システムの標準化・共通化 (3)公金収納におけるeLTAXの活用 (4)マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 (5)セキュリティ対策の徹底 (6)AI・RPAの利用推進 (7)テレワークの推進 ・自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組 (1)デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 (2)デジタルデバйд対策 (3)デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	
15	総務部 人事課 (28-8953)	一宮市特定事業主 行動計画	次世代育成支援対策推進法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条	2025年4月	2025年～ 2029年度	○目的: 職員の仕事と子育ての両立及び地域の子育て環境の支援並びに女性職員の公務における活躍を目的として、ニーズに即した支援対策を計画的かつ着実に推進する。 ○性格: 次世代育成と女性活躍を相乗的かつ効果的に推進するため設置された一宮市行動計画策定・実施委員会において、毎年度、計画の実施状況を把握し、その後の対策や計画の見直し等に反映させる。 ○内容: 特定事業主が共同して取り組む数値目標及び任命権者ごとに取り組む数値目標をそれぞれ設定し、その目標達成に向けて、2029年度までに次に掲げる取組を実施する。 ① 女性職員の採用及び登用に関するもの(女性活躍推進法関係) ② 職員の勤務環境に関するもの(次世代法・女性活躍推進法関係) ③ その他の取り組み(次世代法・女性活躍推進法関係)	計画最終年度
16	総務部 人事課 (28-8953)	一宮市障害者活躍推進計画 一宮市監査事務局障害者活躍推進計画 一宮市議会局障害者活躍推進計画 一宮市教育委員会障害者活躍推進計画 一宮市病院事業部障害者活躍推進計画 一宮市上下水道部障害者活躍推進計画 一宮市消防本部障害者活躍推進計画	障害者雇用促進法第7条の3第1項	2025年3月	2025年～ 2029年度	○目的 障害者の雇用環境を整備することで、全ての障害者がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、活躍できる場の更なる拡大を目的とする。 ○内容 ・任命権者ごとに障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)を選任 ・必要に応じて、任命権者ごとに障害者職業生活相談員(障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者)を選任 ・障害者から相談があった場合は、話し合いのもとその意向を尊重し、負担なく遂行できる業務について検討する。 ・障害者の採用選考をする任命権者については、採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。 ・障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	計画最終年度
17	財務部 財政課 (28-8960)	一宮市中期財政計画	-	2018年3月 2023年3月改定	2023年～ 2027年度	○目的: 厳しい財政状況においても充実した行政サービスの提供を維持していくため、将来にわたって持続可能な行政基盤を確立し、財政の健全化を確保することを目的に策定。 ○性格: 持続可能な財政運営のため、「財政調整基金残高の確保」と、「市債残高の圧縮」を2つの柱とし、財政目標を設定。 ○内容: 目標その1 財政調整基金残高70億円を確保する。 目標その2 市債残高(臨時財政対策債を除く)を400億円以下に圧縮する。	計画最終年度

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期間	計画期間	概要	変更・修正の時期
18	財務部 資産経営課 (28-8961)	一宮市公共施設等 総合管理計画	-	2016年11月 2022年3月改定	2017年～ 2026年度	○目的、性格 急激な人口増加に対応するために整備した昭和50年代の施設が今後更新時期を迎え、更新等経費が増大する一方、人口減少や少子高齢化の進行により財源確保の見通しは厳しいことから、財政の健全性と施設の安全性を確保するため、公共施設等の全般的な方針を策定。 ○内容 ・施設の長寿命化を進め、80年を目途に使用 ・今後40年で現在の施設保有量から15%縮減 ・施設の統合や廃止を進める ・大規模な修繕や建替えを計画的に行う ・施設の安心・安全を守る	計画最終年度
19	財務部 資産経営課 (28-8961)	施設のあり方計画 (一宮市公共施設 個別施設計画)	-	2021年3月	2021年～ 2026年度	○目的、性格 一宮市公共施設等総合管理計画における個別施設計画として施設を所管する各部において策定。個別の公共施設について、現状分析から今後の方針、コスト削減等を検討し、部単位で編集したもの。 ○本計画を策定している部 総合政策部、総務部、財務部、市民健康部、福祉部、子ども家庭部、環境部、活力創造部、まちづくり部、消防、教育部	随時
20	市民健康部 保険年金課 (28-8669)	第3期一宮市国民健康保険データヘルス計画(含 第4期一宮市特定健康診査等実施計画)	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 高齢者の医療の確保に関する法律第19条	2024年3月	2024年～ 2029年度	○目的 一宮市の国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を実現するために、効率的かつ効果的な保健事業を展開できる保健事業計画を策定。 ○性格 保険者である一宮市国保が策定する計画であり、「データヘルス計画」と「特定健康診査等実施計画」を一体的に策定するもの。 ○内容 一宮市国保の現状分析や特定健康診査等の実施状況、健康課題、各保健事業の目標・評価指標、特定健康診査等の実施内容、実施方法など。	計画最終年度
21	市民健康部 保健総務課 (52-3851)	第2次健康日本21い ちのみや計画後期 計画	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条第1項 母子保健計画策定指針	2023年3月	2023～ 2026年度	○目的: 生涯を通じてすべての市民が健康で幸せに過ごし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざすとともに、地域の支え合いや社会環境の整備により、市全体で健康づくりを推進するために策定。 ○性格: 分野別、ライフステージ別に「市民のめざすべき姿」を掲げ、その達成に向けて個人・家庭、関係機関・地域等、行政がそれぞれの立場での健康づくりの取り組みを行う。 ○内容: 基本理念⇒健康づくりは幸せづくり みんなでつくる健康のまち いちのみや 基本方針⇒①生涯を通じた健康づくり ②生活習慣の見直し ③疾病の発病予防及び重症化予防 ④社会で支える環境づくり	計画最終年度
22	市民健康部 保健総務課 (52-3851)	第2期一宮市自殺対策行動計画	自殺対策基本法第13条第2項	2024年3月	2024～ 2028年度	○目的: 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため策定。 ○性格: 本市における関係部署及び関係機関の役割を明確にし、誰もが悩みごとを相談しやすい体制を確立することなど、自殺死亡率の減少を目標として、計画に基づいた取り組みを推進する。 ○内容: 基本理念⇒「いのちを大切に、やさしさと思いやりのまち」を目指します 基本方針⇒①生きることの包括的な支援として推進 ②関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 ③対応の段階に応じた対策の効果的な運動 ④啓発と実践を両輪とした推進 ⑤関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 ⑥自殺者等の名誉および生活の平穏への配慮	計画最終年度
23	市民健康部 保健衛生課 (52-3857)	令和7年度一宮市 食品衛生監視指導 計画	食品衛生法第24条	2025年3月	2025年度	○目的: 食品衛生上の危害の発生を未然に防止し、本市における食の安全を確保することを目的とする。 ○性格: 食品衛生法の規定により、毎年、重点監視指導項目、施設の監視指導予定回数、食品等収去検査の項目・件数等を定めるもの。 ○内容: ①監視指導の実施体制 ②監視指導の実施に関する事項 ③食品等事業者自らが実施する衛生管理 ④関係者相互間の食品のリスクに関する情報及び意見の交換の実施 ⑤食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	毎年
24	市民健康部 保健予防課 (52-3855)	一宮市感染症予防 計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第14項	2024年3月策定	2024年度 から2029 年度	○目的: 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、市民の生命及び、健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症対策の一層の充実を目的として策定。 ○性格: 感染症法の改正従来は都道府県のみで策定が求められていた感染症予防計画について、保健所設置市においても県の感染症予防計画との整合を図りながら策定するもの。 ○内容: ①一宮市感染症予防計画の基本理念 ②感染症の発生の予防のための施策 ③感染症のまん延の防止のための施策 ④感染症・病原体に関する情報収集・調査研究 ⑤病原体の検査実施体制・検査能力向上【目標(検査の実施能力)】 ⑥感染症患者の移送体制の確保 ⑦外出自粛対象者の療養生活の環境整備 ⑧啓発・知識普及、患者の人権の尊重 ⑨感染症の予防に関する人材養成・資質向上【目標(研修や訓練回数)】 ⑩保健所の体制確保【目標(保健所の人員、IHEAT要員確保数)】 ⑪緊急時における病原体等の検査の実施等 ⑫その他感染症予防の推進に関する重要事項	6年毎(3年毎)

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定時期	計画期間	概 要	変更・修正の時期
25	福祉部 障害福祉課 (85-7698)	第3次一宮市障害者基本計画(含第7期一宮市障害福祉計画、第3期一宮市障害児福祉計画)	障害者基本法第11条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項 児童福祉法第33条の20第1項	2021年3月 (2024年3月)	2021年～2026年度 (2024年～2026年度)	○目的: 共生社会の実現に向けて障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、当市における障害者のための施策に関する基本的な計画を一体的に策定。 計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定める障害福祉計画及び障害児福祉計画については、3年毎に策定。 ○性格: 障害者諸施策を横断的に体系化するとともに、より幅広い観点、長期的な観点から、促進、推進すべき施策を整理し、これを一層充実させていくことをねらいとするもの。 ○内容 基本理念⇒だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮 重点戦略⇒①障害特性等に配慮したきめ細やかな相談支援体制の確立②子どもの健全やかな育ちのための支援体制の強化③自立に向けた就労支援体制の充実 基本目標⇒①障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重②すき間のない相談支援・情報提供体制の整備③健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携④子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備⑤障害のある人の雇用・就労の支援⑥地域生活を支える生活環境の充実	6年毎(3年毎)
26	福祉部 高年福祉課 (28-9151) 介護保険課 (28-9018)	第9期一宮市高齢者福祉計画(含 介護保険事業計画)～思いやりライフ21プラン～	老人福祉法第20条の8第1項 介護保険法第117条第1項	2024年3月	2024年～2026年度	○目的: 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として策定。 ○性格: 「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定し、高齢者に関する政策全般にわたり基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて具体的に取り組むべき施策を定めるもの。 ○内容: 基本理念⇒「高齢者が健やかでいきいきと暮らせるまち」 政策目標⇒①住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり ②高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり ③介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化	計画最終年度
27	福祉部 福祉総務課 (28-9015)	一宮市地域福祉計画	社会福祉法第107条	2023年3月	2023年度～2027年度	○目的: 様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民が互いに支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進するための指針となる計画として策定。 ○性格: 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」のための「地域福祉計画」と併せて、地域福祉の実践に向けて社会福祉協議会が中心となって推進する「地域福祉活動計画」をも含む。また、誰一人取り残さない包摂的な社会の実現に向けて、「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「再犯防止推進計画」を包含。 ○内容: 基本理念⇒いつまでも ともに育む “いちのみや” ～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～ 基本目標⇒①地域を支える担い手づくりの推進(人づくり) ②地域福祉活動の推進(環境づくり) ③支援が必要な人を支える体制の整備と強化(しくみづくり) ④地域福祉を進める協働・連携と基盤強化(基盤づくり)	計画最終年度
28	福祉部 福祉総務課 (28-9015)	一宮市成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第14条	2024年10月	2024年度～2027年度	○目的: 判断能力が不十分な方が地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するための計画として策定。 ○内容: 基本目標⇒①成年後見制度の利用促進のための体制整備 ②成年後見制度の利用促進 ③地域連携の推進	計画最終年度
29	子ども家庭部 子育て支援課 (28-9022)	一宮市こども総合計画	こども基本法第10条第2項	2025年3月	2025年～2029年度	○目的: 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりめざすために策定。 ○性格: 「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の後継である「第3期一宮市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画であり、子ども施策の総合的な計画を掲載したもの。 ○内容: 基本理念 「子ども一人ひとりが個性豊かに育ち、安心して子育てできるまち」 共通目標1 子どもの権利保障 共通目標2 子どもや家庭の状況に応じた支援 共通目標3 子育てを応援する環境づくり ステージ目標1 安心して生み育てられるための支援 ～妊娠期・乳幼児期～ ステージ目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり ～学童期・思春期～ ステージ目標3 次世代を担う青少年や若者への支援 ～思春期・青年期～	計画最終年度
30	子ども家庭部 保育課 (28-9024)	一宮市保育所等施設総合管理計画	－	2019年3月	2019年～2028年度	○目的、性格 「一宮市公共施設等総合管理計画」の個別計画として位置付け、保育園等の乳幼児施設についておおむね40年後の就学前人口や保育需要等の推計を視野に評価・分析を行い、乳幼児施設の再配置等の基本的な考え方を整理し、公立施設を中心に今後10年間の総合的な管理計画を策定 ○内容 ・今後40年で現在の施設保有量から15%縮減 ・新たな乳幼児施設の定員を確保しつつ、最終的には大規模な保育園を適正規模化 ・市内を12ブロックに分け、ブロック支援として公立の認定こども園を1～3園程度各ブロックに配置 ・公立園と私立園の役割分担を明確化 ・私立幼稚園の認定こども園への移行や公立保育園の民営化など民間活力の活用 ・施設の長寿命化を進め、80年を目途に使用することを念頭に大規模な修繕や建替えを計画的に行う	計画最終年度

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期間	計画期間	概 要	変更・修正の時期
31	環境部 環境政策課 (45-9953)	第3次一宮市環境基本計画	環境基本法第7条 一宮市環境基本条例第8条	2024年3月	2024年度～2033年度	○目的： 一宮市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの ○性格： 環境行政を総合的・計画的に進めるための計画で、環境分野の個別計画における施策に方向性を与えるもの ○内容： 「脱炭素社会」と「自然と共生する豊かな社会」がともに実現されたまちを一宮市の目指すべき環境像として定め、それを実現していくため、本市を取り巻く環境の現状や将来顕著化が予想される課題を踏まえて、5つの環境目標を設定し取組を進めていく。 ○環境像： 「地球を愛し、人と自然が共生し、持続可能で未来へはばたくまち いちのみや ～2050年 ゼロカーボンシティを目指して～」 環境目標1 脱炭素社会の実現 環境目標2 人と自然との共生 環境目標3 安全で健康、快適な生活環境の確保 環境目標4 循環型社会の構築 環境目標5 環境意識の向上	随時
32	環境部 環境政策課 (45-9953)	いちのみや気候変動対策アクションプラン2030	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3、気候変動適応法第12条	2020年3月 2024年1月改訂	2030年度（計画目標）、 2050年度（長期目標）	○目的： 地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減と、将来予想される、またはすでに現れている気候変動による影響に対して取り組むための計画を策定 ○性格： 「緩和策」と「適応策」を車の両輪の関係とし、温室効果ガス排出量の削減目標に向け、行政、市民、事業者が一体的に推進していくための具体的な取組を掲載している。 ○内容： 【温室効果ガス排出量の削減目標】 2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で47%削減 2050年度までにカーボンニュートラル 【取組項目】 ・緩和アクション ①暮らしや経済活動の脱炭素化を推進する ②都市や建物の脱炭素化の基盤をつくる ③再生可能エネルギーへの切り替えを促進する ④環境活動に参加しやすい仕組みをつくる ⑤環境のことを学ぶ機会を提供する ・適応アクション 今後とも予測される気候変動に対して、市民の健康的な暮らしや地元企業の良好な経済活動、豊かな自然や生態系の保全などを図る。	随時
33	環境部 環境政策課 (45-9953)	一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「第5次エコアクション一宮」	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	2021年3月 2024年3月改訂	2021年～2030年度	○目的： 市の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化対策の推進の計画を策定 ○性格： 市は市民、事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、環境への負荷を低減するための具体的な取組を明らかにしている。 ○内容： 【温室効果ガス総排出量の削減目標】 2030年度までに2015年度比で45%削減 2050年度までにカーボンニュートラル 【取組項目】 ①再生可能エネルギー導入及び省エネルギー推進に関する取組 ②移動の脱炭素化に関する取組 ③廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する取組 ④職員による環境マネジメントに関する取組	随時
34	環境部 廃棄物対策課 (45-5374) 収集業務課 (45-7004) 施設管理課 (48-5383)	一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	2021年3月 2024年3月一部改定	2024年～2030年度	○目的： 長期的・総合的な視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るために、ごみの再資源化や適正処理に関する基本的な計画を策定。 ○性格： 循環型社会形成をめざした減量目標を設定し、その実現を図るとともに適正な中間処理、最終処分を行うための方策を定めたもの。 ○内容： 基本理念⇒ 環境負荷の少ない循環を基本としたまちづくり 基本方針⇒ ①ごみの減量・資源化の推進 ②生活雑排水の処理計画 ③適正処理の推進 ④食品ロス削減の推進	5年毎
35	環境部 廃棄物対策課 (45-5374) 収集業務課 (45-7004) 施設管理課 (48-5383)	一般廃棄物処理実施計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	毎年4月1日告示	2025年度	○目的： 一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について実施の計画を策定。 ○性格： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則では、一般廃棄物基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画があり、それに基づいて策定されるもの。 ○内容： ①ごみ処理実施計画 ②食品ロス削減推進計画 ③生活排水処理実施計画	毎年
36	環境部 廃棄物対策課 (45-5374) 施設管理課 (48-5383)	一宮市循環型社会形成推進地域計画（第4期）	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領	2023年11月27日	2024年～2028年度	○目的： 環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成の一環として、生活排水処理及び一般廃棄物処理施設に関する地域計画を定めたもの。 ○性格： 環境省が定める、循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき策定するもの。 ○内容： ①生活排水の処理の現状と目標 ②一般廃棄物処理施設の整備、衛生処理施設基幹改良事業	5年毎

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定時期	計画期間	概 要	変更・修正の時期
37	環境部 廃棄物対策課 (45-5374) 収集業務課 (45-7004) 施設管理課 (48-5383)	一宮市災害廃棄物 処理計画	災害廃棄物 対策指針	2017年7 月 2021年4 月修正	永年	○目的: 大規模災害によって発生する廃棄物(ごみ、し尿、がれきなど)の処理を適正かつ円滑 に行うための基本となる計画を策定。 ○性格: 環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するものであり、「一宮市地域防 災計画」、「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行う ために必要な事項を示している。 ○内容: 基本方針⇒ ①衛生的かつ迅速な処理 ②計画的な対応・処理 ③安全・環境に配慮した処理 ④分別・リサイクルの推進	—
38	環境部 施設管理課 [48-5383]	尾張西部ごみ焼却 処理等広域化計画	愛知県ご み処理広 域化・集 約化計画 (2021年 度～2030 年度)	2025年3 月	2025年度 ～2038年 度	○目的: 一宮市及び稲沢市におけるごみ処理の広域化・集約化を進めるための基本事項を整理 し、広域化の基本方針、広域処理体制及び広域化の実施計画を定めることを目的とす る。 ○性格 ごみ処理の広域化・集約化に関連する法令や国・県の計画を踏まえ、一宮市及び稲沢 市の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら定めたもの。 ○内容 ①ごみ処理広域化の基本方針 ②広域処理体制の検討 ・人口及びごみ排出量等の推計並びに各施設の施設規模の算定 ・建設候補地の検討 ・広域処理システムの評価・比較 ③ごみ処理広域化の実施計画 ・概略スケジュール ・広域処理体制構築に当たっての検討項目	—
39	活力創造部 農業振興課 農政G (28-9135)	一宮市農業振興地 域整備計画	農業振興 地域の整 備に関す る法律第 8条第1項	1975年3 月	—	○目的: 本計画は、農業振興の基盤となるべき農用地の確保、農業生産基盤整備の計画的な実 施及びその効果の維持保全並びに農業構造の改善の推進を図るため、農業振興地域に おける農業上の土地利用の計画化をねらいとする。 ○内容:①農用地利用計画 ②農業生産基盤の整備開発計画 ③農用地等の保全計画 ④農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用 の促進計画 ⑤農業近代化施設の整備計画 ⑥農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ⑦農業従事者の安定的な就業の促進計画 ⑧生活環境施設の整備計画	随時
40	活力創造部 農業振興課 農産G (28-9136)	農業経営基盤の強 化の促進に関する 基本的な構想	農業経営 基盤強化 促進法第 6条第1項	2007年4 月	2023年度 ～2032年 度	○目的: 地域において育成すべき「効率的・安定的な農業経営」の目標やこのような農業経営を 目指して経営改善を図ろうとする農業者への支援措置などについて総合的な計画を定め たもの。 ○内容:①農業経営基盤の強化をめざして ②営農類型ごとの効率的安定的な農業経営の指標 ③農業を担う者の確保及び育成に関する事項 ④農地の利用の集積に関する目標 ⑤農業経営基盤強化促進事業に関する事項 ⑥その他	—
41	活力創造部 図書館管理課 (72-2343)	一宮市子ども読書 活動推進計画(第4 次)	子どもの 読書活動 の推進に 関する法 律	2022年 3 月	2022年度 ～2026年 度	○目的: 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよ う、積極的にそのための環境の整備を推進する。 ○性格: 子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の 推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の進める施策の方向を明らかにし たもの。 ○内容: 基本目標 子どもたちがたくさんの本と出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような環 境を作るため、家庭・地域・学校等の連携により社会全体で推進するため、次の4つを基 本目標とする。 1.みんなで読書 家庭・地域・学校・市図書館等での子どもの読書活動の推進 2.いつでもどこでも読書 子どもの読書環境の整備・充実 3.楽しみがひろがる読書 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 4.いつまでもつづける読書 子どもの読書活動推進体制の整備・充実	計画最終年度
42	活力創造部 指定管理課 (85-7080)	一宮市民会館バ リアフリー環境整備計 画	高齢者、 障害者等 の移動等 の円滑化 の促進に 関する法 律(平成 18年法律 第91号) 第14条第 1項	2024年12 月	2025年度	○目的: 一宮市民会館において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施 行令の一部改正による、新たなバリアフリー基準への対応をはじめ、身体の不自由な方 や高齢者だけでなく、小さな子ども連れの方等の不便を軽減するために策定。 ○性格: 一宮市民会館におけるバリアフリー関連改修工事をおこなう際の基本方針を明らかに するもの。 ○内容: ・整備区域 ・基本方針 ・移動システム等の整備に関する事項	—

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠法令等	策定期間	計画期間	概要	変更・修正の時期
43	まちづくり部 都市計画課 都市計画・広域事業G (28-8632)	一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）	都市計画法第18条の2	2020年6月 2024年3月部分改定	2020年～2030年度	○目的： 都市計画の指針として策定 ○性格： おおむね20年後の都市がめざすべき姿を展望しつつ、おおむね10年を目途としてそれを実現していくための主な方策を明らかにした計画であり、市の上位計画である「第7次一宮市総合計画」や「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、愛知県が定める「尾張都市計画区域マスタープラン」等の計画に即し、一宮市の将来像や土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する計画等のあり方を明らかにするもの。 ○内容： 構成⇒都市の現況と課題、全体構想、地域別構想、計画の推進方策 都市づくりの目標⇒①持続可能で安全・安心な都市構造の構築、②都市機能の集積による拠点の強化、③誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保、④愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承 その他、具体の項目⇒計画フレームの設定、将来都市構造、土地利用・都市施設・市街地開発事業・景観形成・環境形成・都市防災の計画に関する方針、 地域別のまちづくり構想等	計画最終年度
44	まちづくり部 都市計画課 都市計画・広域事業G (28-8632)	一宮市立地適正化計画	都市再生特別措置法第81条	2019年5月 2020年8月変更	2019年～2040年度	○目的： コンパクト・プラス・ネットワークによる、暮らしやすい持続可能なまちづくり。 ○性格： 人口減少と少子高齢化を見据えて、医療、福祉、子育て、商業といった生活利便施設がまとまって立地し、公共交通によりこれらの施設にアクセスできるエリアに居住を誘導することによって、持続可能な都市構造を実現するもの。 ○内容： まちづくりの方針⇒子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり ①都市機能誘導区域の設定及び誘導施策 ②居住誘導区域の設定及び誘導施策	計画中間年 (2030年)
45	まちづくり部 地域交通課 交通政策G (28-8955)	第3次一宮市公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	2024年3月	2024年度～2028年度	○目的： 人口減少やライフスタイルの変化による利用者の減少、交通事業者の人手不足等により、公共交通を取り巻く環境がいつそう厳しい状況にある中、将来にわたり、持続可能な公共交通を実現するため策定 ○性格： 「クルマがなくても出かけやすいまち 一宮」を計画のコンセプトとし、学生、若者、高齢者、来訪者等、誰もが、クルマがなくても快適に暮らすことができる、まちなかや郊外でイキイキ活動できるまち一宮を目指す。 ○内容： 基本方針 ①利用者ニーズに対応した質の高い公共交通の実現 ②健康で元氣な生活を支える公共交通の実現 ③地域の皆さんと作る新しい公共交通の実現 ※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画として位置付ける	計画最終年度
46	まちづくり部 地域交通課 交通政策G (28-8955)	一宮市総合交通戦略	都市・地域総合交通戦略要綱	2025年3月	2025年度～2034年度	○目的： 公共交通や徒歩、自転車等の各交通モードの適切な役割分担により、「多拠点ネットワーク型都市の構築」を支える交通環境を築くため、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策を推進するもの。 ○性格： 市の総合的な交通施策の推進を図るための計画。 ○内容： ◆目指す将来都市像 みんなであつむぐ 多様な交通で織りなす トカイナカ ～ いつまでも私らしく、誰もがおいでかけできる まち ～ ◆基本方針 [暮らす] クルマがなくてもおいでかけしやすく 誰もが暮らしたい まち Ⅰ《公共交通》便利で持続可能な公共交通体系の構築 Ⅱ《個別交通》安全・安心で快適な移動環境の構築 [呼び込む] ヒトとモノが行き交う 市民・企業・来訪者から選ばれる まち Ⅲ《広域・交流》物流・広域交流を支え災害に強い道路・鉄道と、木曽川をもっと身近に感じられる交通体系の構築 Ⅳ《まちなか》居心地がよく「＋1トリップ」してしまう 魅力と回遊性を備えたウォーカブルな空間と アクセシビリティの高い交通体系の構築 [つむぐ] これからの交通を地域のみんなであつむぐ まち Ⅴ《意識醸成・共創》過度にクルマ利用に頼らない、多様な交通を使い分ける意識の醸成と、地域自らが公共交通をつくり・守り・育む仕組みの構築	随時
47	まちづくり部 地域交通課 交通政策G (28-8955)	一宮市自転車活用推進計画	自転車活用推進法	2019年12月	2019年度～2025年度	○目的： 安全で安心な自転車利用環境を創出するとともに、観光・レジャーや健康増進等に自転車の利活用を推進するもの。 ○性格： 市の自転車施策の根幹となる計画。 ○内容： 基本方針 ①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 ②サイクルスポーツの振興等による活力ある健康寿命社会の実現 ③サイクルツーリズムの推進によるレジャーと観光の発展 ④自転車事故のない安全で安心な社会の実現	2024年度
48	まちづくり部 地域交通課 安全施設G (85-7438)	一宮市道路附属物保全計画	道路法	2019年3月	永年	○目的・性格： 道路附属物（道路標識・道路照明灯）の老朽化対策として長寿命化を図るため、事後的な修繕から予防的な修繕による維持管理へ転換を図り、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、安心安全な道路交通を確保する。 ○内容： ①PDCAのメンテナンスサイクルの実施 ②小規模附属物点検要領（国土交通省道路局）に基づき点検を実施する ③点検に基づき保全・修繕を実施する	—

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠 法令等	策定期間	計画期間	概 要	変更・修正 の時期
49	まちづくり部 地域交通課 安全施設G (85-7438)	一宮市通学路交通 安全プログラム		2015年4 月	永年	○目的・性格： 愛知県では交通事故者数がワースト1となっている中、交通弱者に重点をおいた対策が求められている。近年の登下校中による児童生徒が死傷する事故も相次いで発生したことを受け、通学路の安全確保にむけた取り組みを推進し、持続的な対策を講じるため計画を策定した。 ○内容： ①PDCAのメンテナンスサイクルの実施し、毎年通学路の点検を実施する。 ②一宮市通学路安全推進会議を設置し、対策内容の検討や効果検証を実施して通学路の改善や充実を図る。 ③通学路カラー塗装や歩道設置の工事などを実施。	—
50	まちづくり部 公園緑地課 整備G (28-8635)	一宮市緑の基本計 画	都市緑地 法第4条	2020年6 月	2020年～ 2030年度	○目的： 緑地の保全・活用及び緑地空間の創出・利用を推進し、一宮市の緑を継承するために策定。 ○性格： 一宮市の持つ環境資源を活かした、「水と緑の環境づくり」を進めていくための方針を掲載したもの。 ○内容： 基本理念⇒「水と緑で人がつながる 心ふれあう 一宮」 基本方針⇒「いのちを紡ぐ緑のまちづくり」、「暮らしを織りなす緑のまちづくり」、「ともに育てる緑のまちづくり」	計画最終年度
51	まちづくり部 公園緑地課 緑化・景観G (28-8636)	一宮市景観基本計 画	—	2009年6 月18日告 示	—	○目的： 都市景観形成を総合的かつ計画的に進めるための指針。 ○性格： 2004年の景観法の成立や、2005年の市町村合併により、木曽川との一体性が高まったこと、美濃路はじめ数多くの歴史的、自然的資源豊かな地域のひろがりを持つに至ったこと等、大きな変化が生じたため、1994年策定の「一宮市都市景観基本計画」の改訂を行ったもの。 ○内容： 構成⇒景観形成の基本目標、ゾーン別・骨格別・地域別の景観形成方針 景観形成のためにめざすべき5つの基本施策の目標⇒ ①中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり ②木曽川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となった「ふるさとの軸」となる景観づくり ③さまざまな歴史資源を継承し、現代に活かす景観づくり ④住みやすく働きやすい環境を支える景観づくり ⑤身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくり	—
52	まちづくり部 公園緑地課 緑化・景観G (28-8636)	一宮市景観計画	景観法第 8条	2021年4 月1日告 示	2021年度 ～2030年 度	○目的： 良好な景観を形成するための景観まちづくりに関する計画 ○性格： 「一宮市景観基本計画」で示された本市の景観に関する基本的な方向性を基に、2021年の中核市移行に合わせ、景観法に基づく計画を策定したもの。 ○内容： 基本理念「木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち 一宮」 ①景観形成ゾーンや、ゾーン別の形態・意匠・色彩などの景観形成基準の設定 ②一定規模以上の建築物や工作物等についての届出義務の設定 ③景観重点候補地区の位置づけ ④景観重要建造物、景観重要樹木及び景観重要公共施設の指定の方針 ⑤屋外広告物の行為の制限に関する方針 ⑥景観形成の推進や施策管理の方法	計画最終年度
53	建築部 住宅政策課 対策G (85-7010)	一宮市建築物耐震 改修促進計画(改定 版)	建築物の 耐震改修 の促進に 関する法 律	2013年2 月 2016年5 月一部改 定 2021年3 月一部改 定 2022年3 月改定	2008年～ 2030年度	○目的： 建築物の耐震化を促進することによって市民の生命や財産を守るために策定。 ○性格： 建築物の耐震化の実施に関する目標を定めるとともに、計画的に取り組むための具体的の方針を定め、本市における地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止する。 ○内容： ①計画の基本的事項 ②耐震化促進の基本的な方策 ③住宅の耐震化促進 ④住宅以外の耐震化促進	計画最終年度
54	建築部 住宅政策課 対策G (85-7010)	一宮市空家等対策 計画	空家等対 策の推進 に関する 特別措置 法	2017年3 月 2022年3 月一部改 定	2017年～ 2026年度	○目的： 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するために策定。 ○性格： 空家化の予防・発生の抑制、空家等・跡地等の利活用の促進、行政・地域・専門家団体等が連携・協働して空家等対策を総合的に推進する。 ○内容： 基本目標⇒空家を「つむぎ」暮らししたくなるまち いちのみや 基本方針⇒①空家等の適切な管理の促進 ②空家等の利活用の促進 ③空家等に関して適切な措置の実施	計画最終年度
55	建築部 住宅政策課 対策G (85-7010)	一宮市マンション管 理適正化推進計画	マンション の管理の 適正化の 推進に関 する法律	2023年1 月～3月	2023年度 ～2031年 度	○目的： 今後高齢年マンションの急激な増加していくと見込まれ、マンション管理の実態を踏まえた目標を設定し、マンション管理計画の認定基準を定め、マンション管理の適正化を推進するため法に基づき策定。 ○性格： マンション管理における指針を示すとともに、長期的な指標、目標値を設定する。 ○内容： 基本目標⇒25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している管理組合の割合 現状値49.1% (2021.1)→目標値令和13年度までに75%	計画最終年度

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠 法令等	策定期	計画期間	概 要	変更・修正 の時期
56	建設部 住宅政策課 居住支援G (85-7011)	一宮市公営住宅等 長寿命化計画	－	2019年2 月	2019年～ 2028年度	○目的、性格 今後の市営住宅を中長期的な視点から、建物の長寿命化及び再編・集約化による適切な管理運営を実施するため計画を策定。 ○内容 ・需要推計から、中長期での市営住宅の必要戸数を目標管理戸数として設定 ・既存市営住宅を需要度、効率性、利便性の観点から、将来にわたり必要性の高い住宅を判定 ・住宅の再編・集約化等により、今後30年で市営住宅管理戸数を20%縮減 ・既存市営住宅を長く使うために、計画的な改修、修繕を実施	－
57	建設部 維持課 橋梁保全G (85-7534)	一宮市橋梁保全計 画	道路法	2022年3 月	2022年～ 2026年度	○目的： 橋梁の長寿命化や橋梁の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を図るために策定。 ○性格： 橋梁管理の基本方針を定め、点検結果に基づき、計画的に修繕を行うことを定めたもの。 ○内容： ・管理橋梁の状況 ・基本方針(予防保全に向けて) 橋梁管理の基本方針 PDCAサイクルとメンテナンスサイクル ・点検 点検方法と診断 ・修繕 修繕の基本方針 対策の優先順位 予防保全型修繕の取り組み状況 ・点検・修繕の実施状況・結果	毎年
58	建設部 維持課 橋梁保全G (85-7534)	一宮市横断歩道橋 保全計画	道路法	2022年3 月	2022年～ 2026年度	○目的・性格： 横断歩道橋の老朽化対策として長寿命化を図るため、事後的な修繕から予防的な修繕による維持管理へ転換を図り、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、安心安全な道路交通を確保する。 ○内容： ①PDCAのメンテナンスサイクルの実施 ②歩道橋定期点検要領(国土交通省道路局)に基づき5年に1度の点検を実施する ③点検に基づき保全・修繕を実施する	－
59	建設部 道路課 舗装G (28-8640)	一宮市舗装管理計 画	－	2017年9 月(2022 年改訂)	永年	○目的： 道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を図るために策定。 ○性格： 舗装管理の基本方針を定め、管理基準に基づき、計画的に修繕を行うことを定めたもの。 ○内容： ・舗装の状況 ・舗装の維持管理の基本的な考え方 舗装管理の基本方針 管理基準 ・対策の優先順位(実施計画の方針)	－
60	建設部 道路課 街路G (28-9144)	一宮市無電柱化推 進計画	無電柱化 の推進に 関する法 律第8条 第2項	2019年12 月	2019年～ 2028年度	○目的： 総合的かつ計画的な道路の無電柱化の推進を図るため策定。 ○性格： 災害防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から、無電柱化の推進に関する基本的な方針及び目標を定めたもの。 ○内容： ・無電柱化の意義と目的 ・無電柱化の現状 無電柱化の整備手法 本市における無電柱化の現状 ・無電柱化の推進に関する基本的な方針 ・計画の期間 ・無電柱化の推進に関する目標 ・無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	計画最終年度
61	建設部 治水課 (28-8642)	一宮市総合治水計 画	－	2008年10 月 2013年9 月改訂	策定から 30年間	○目的 効率・効果的な治水対策の推進を図る。 ○性格 ほぼ平坦という地形的な条件や近年の降雨状況、市街化の進展による保水力の低下など様々な要因による浸水被害に対して、河川等対策、流域対策及び浸水被害軽減対策を含めた総合的な治水計画を掲載。 ○内容 ・総合治水対策の体系 ・近年の主な浸水被害 ・治水施設の現況把握 ・整備計画 ①重点地区の選定 ②目標設定 ③重点対策の内容	－
62	教育部 総務課 (85-7071)	一宮市シン学校プロ ジェクト基本方針	－	2024年3 月	2024年～	○目的 少子化が進み児童生徒数が減少する中で、単に古くなった校舎を順番に建て替えていくのではなく、新しい時代にふさわしい学校の在り方について、市民・地域の方から意見をいただき、一緒に考えていくために策定。 ○性格 学校のあり方に関する市の考えを示すとともに、市民・地域の皆様に考えていただく上で参考になり得る情報を整理したもの。 ○内容 ・シン学校プロジェクトとは ・市の考えについて ・市の学校等の現状について ・学校をとりまく潮流について	随時

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠 法令等	策定期間	計画期間	概 要	変更・修正 の時期																																																													
63	教育部 学校教育課 (85-7073)	一宮市学校教育推進プラン	－	2024年3月	2024年4月～2027年3月	○目的： 学校は「確かな学力」「豊かな心」「健やかなからだ」の育成と、「信頼される学校づくり」が求められている。教育委員会はこの要請にこたえ、実現するために策定。 ○性格： プラン実現のために、「めざす子ども像」を設定し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかなからだ」の育成、「信頼される学校づくり」について、それぞれ視点や数値目標を定めたもの。 ○内容 ①めざす子ども像 「知・徳・体をもとに、協同して課題解決に向かう『未来を拓く子ども』」 ②めざす子ども像を実現するための4つのプラン ・確かな学力育成プラン ・豊かな心育成プラン ・健やかなからだ育成プラン ・信頼される学校づくりプラン	随時																																																													
64	教育部 学校給食課 (28-8650)	一宮市学校給食共同調理場整備基本計画	－	2019年2月	2018年～2028年度	○目的： 一宮地区の共同調理場の老朽化に伴い、HACCP(高度な衛生管理手法の国際標準)の概念を取り入れ、最新の学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づき、安全・安心な学校給食を調理し提供できるよう、新たな共同調理場を整備運営するために策定。 ○性格： 一宮地区の新たな共同調理場の規模(提供食数)や整備水準の条件等を定めたもの。 ○内容： ①本市の共同調理場等の現状 ②新たな共同調理場の提供食数 ③新たな共同調理場の建設地 ④新たな共同調理場の整備条件 ⑤総括と今後の進め方	－																																																													
65	教育部 学校給食課 (28-8650)	(仮称)一宮市第2共同調理場整備運営計画	－	2024年2月	2024年～2030年度	○目的： 新たに整備することとした3つの共同調理場のうち、2つ目の共同調理場((仮称)一宮市第2共同調理場)について、諸条件を定めるために策定。 ○性格： (仮称)一宮市第2共同調理場の建設地、整備内容、維持管理・運営内容を定めたもの。 ○内容： ①建設地 ②整備内容 ③維持管理・運営内容 ④今後の進め方	－																																																													
66	上下水道部 計画調整課 (28-8623)	一宮市公共下水道事業計画	下水道法第4条第1項	2022年2月	1926年12月～2026年3月	汚水： <table><tr><td rowspan="5">予定処理区域</td><td>東部処理区</td><td>合流式</td><td>251 ha</td></tr><tr><td></td><td>分流式</td><td>989 ha</td></tr><tr><td>小計</td><td></td><td>1,240 ha</td></tr><tr><td>西部処理区</td><td>合流式</td><td>289 ha</td></tr><tr><td>分流式</td><td>157 ha</td></tr><tr><td>小計</td><td></td><td>446 ha</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>1,686 ha</td></tr><tr><td rowspan="5">計画人口</td><td rowspan="3">東部処理区</td><td>合流式</td><td>16,650 人</td></tr><tr><td>分流式</td><td>54,780 人</td></tr><tr><td>小計</td><td>71,430 人</td></tr><tr><td rowspan="3">西部処理区</td><td>合流式</td><td>21,620 人</td></tr><tr><td>分流式</td><td>3,870 人</td></tr><tr><td>小計</td><td>25,490 人</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>96,920 人</td></tr><tr><td>処理施設</td><td colspan="3">東部浄化センター、西部浄化センター</td></tr><tr><td>ポンプ施設</td><td colspan="3">柳戸ポンプ場、平和ポンプ場、観音寺ポンプ場、常盤通ポンプ場、板倉ポンプ場、木曽川ポンプ場</td></tr></table> 雨水： <table><tr><td rowspan="3">予定排水区域</td><td>合流式</td><td>540 ha</td></tr><tr><td>分流式</td><td>826 ha</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,366 ha</td></tr><tr><td>ポンプ施設</td><td colspan="2">柳戸ポンプ場、多加木ポンプ場</td></tr><tr><td>貯留施設</td><td colspan="2">北園通留槽</td></tr></table>	予定処理区域	東部処理区	合流式	251 ha		分流式	989 ha	小計		1,240 ha	西部処理区	合流式	289 ha	分流式	157 ha	小計		446 ha	合計			1,686 ha	計画人口	東部処理区	合流式	16,650 人	分流式	54,780 人	小計	71,430 人	西部処理区	合流式	21,620 人	分流式	3,870 人	小計	25,490 人	合計		96,920 人	処理施設	東部浄化センター、西部浄化センター			ポンプ施設	柳戸ポンプ場、平和ポンプ場、観音寺ポンプ場、常盤通ポンプ場、板倉ポンプ場、木曽川ポンプ場			予定排水区域	合流式	540 ha	分流式	826 ha	合計	1,366 ha	ポンプ施設	柳戸ポンプ場、多加木ポンプ場		貯留施設	北園通留槽		計画最終年度
予定処理区域	東部処理区	合流式	251 ha																																																																	
		分流式	989 ha																																																																	
	小計		1,240 ha																																																																	
	西部処理区	合流式	289 ha																																																																	
	分流式	157 ha																																																																		
小計		446 ha																																																																		
合計			1,686 ha																																																																	
計画人口	東部処理区	合流式	16,650 人																																																																	
		分流式	54,780 人																																																																	
		小計	71,430 人																																																																	
	西部処理区	合流式	21,620 人																																																																	
		分流式	3,870 人																																																																	
小計		25,490 人																																																																		
合計		96,920 人																																																																		
処理施設	東部浄化センター、西部浄化センター																																																																			
ポンプ施設	柳戸ポンプ場、平和ポンプ場、観音寺ポンプ場、常盤通ポンプ場、板倉ポンプ場、木曽川ポンプ場																																																																			
予定排水区域	合流式	540 ha																																																																		
	分流式	826 ha																																																																		
	合計	1,366 ha																																																																		
ポンプ施設	柳戸ポンプ場、多加木ポンプ場																																																																			
貯留施設	北園通留槽																																																																			
67	上下水道部 計画調整課 (28-8623)	五条川右岸流域関連一宮市公共下水道事業計画	下水道法第4条第1項	2022年2月	1993年12月～2026年3月	汚水： <table><tr><td>予定処理区域</td><td>分流式</td><td>705 ha</td></tr><tr><td>計画人口</td><td>分流式</td><td>26,790 人</td></tr></table>	予定処理区域	分流式	705 ha	計画人口	分流式	26,790 人	計画最終年度																																																							
予定処理区域	分流式	705 ha																																																																		
計画人口	分流式	26,790 人																																																																		
68	上下水道部 計画調整課 (28-8623)	日光川上流流域関連一宮市公共下水道事業計画	下水道法第4条第1項	2022年2月	1991年1月～2026年3月	汚水： <table><tr><td>予定処理区域</td><td>分流式</td><td>2,805 ha</td></tr><tr><td>計画人口</td><td>分流式</td><td>163,880 人</td></tr><tr><td>ポンプ施設</td><td colspan="2">平和ポンプ場、花井方ポンプ場、板倉ポンプ場、木曽川ポンプ場</td></tr></table> 雨水： <table><tr><td>予定排水区域</td><td>分流式</td><td>203 ha</td></tr><tr><td>ポンプ施設</td><td colspan="2">三条ポンプ場、小信ポンプ場</td></tr><tr><td>貯留施設</td><td colspan="2">小信調整池</td></tr></table>	予定処理区域	分流式	2,805 ha	計画人口	分流式	163,880 人	ポンプ施設	平和ポンプ場、花井方ポンプ場、板倉ポンプ場、木曽川ポンプ場		予定排水区域	分流式	203 ha	ポンプ施設	三条ポンプ場、小信ポンプ場		貯留施設	小信調整池		計画最終年度																																											
予定処理区域	分流式	2,805 ha																																																																		
計画人口	分流式	163,880 人																																																																		
ポンプ施設	平和ポンプ場、花井方ポンプ場、板倉ポンプ場、木曽川ポンプ場																																																																			
予定排水区域	分流式	203 ha																																																																		
ポンプ施設	三条ポンプ場、小信ポンプ場																																																																			
貯留施設	小信調整池																																																																			
69	上下水道部 計画調整課 (28-8623)	一宮市水道事業計画	水道法第6条第1項	2021年3月	2021年3月～2031年3月	<table><tr><td>給水区域</td><td>一宮市全域</td><td></td></tr><tr><td>計画給水人口</td><td>385,000 人</td><td></td></tr><tr><td>計画最大給水量</td><td>130,000 m³/日</td><td></td></tr></table>	給水区域	一宮市全域		計画給水人口	385,000 人		計画最大給水量	130,000 m ³ /日		随時																																																				
給水区域	一宮市全域																																																																			
計画給水人口	385,000 人																																																																			
計画最大給水量	130,000 m ³ /日																																																																			
70	上下水道部 経営総務課 (28-8620)	一宮市上下水道事業経営戦略	－	2023年3月	2023年～2032年度	○目的： 市民生活に不可欠な都市基盤である水道事業・下水道事業を健全かつ安定的に継続するための経営指針とするために策定。 ○性格： 計画期間10年間(2023年度から2032年度)の間に取り組む施策と、収支均衡を目標とした財政計画を定めたもの。 ○内容： ①現状と課題 ②これまでの経営戦略の評価 ③水道事業・下水道事業が目指す将来像 ④基本方針とそれに戻づく施策と取組 ⑤進捗管理	2027年度まで																																																													

各課で保有する各種計画等の概要一覧（2025年4月1日現在）

整理番号	担当部課名 (電話番号)	計画等の名称	根拠 法令等	策定時期	計画期間	概 要	変更・修正 の時期
71	病院事業部 経営企画課 (71-1911)	一宮市病院事業経 営強化プラン	持続可能 な地域医 療提供体 制を確保 するた めの公立 病院経営 強化ガイ ドライン (2022年3 月29日付 け総財準 第72号総 務省自治 財政局長 通知別 添)	2023年12 月	2024年～ 2027年度	○目的： 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、病院事業の経営強化に総合的に取り組むため策定。 ○性格： 総務省による「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に則り、一宮市病院事業の現状と課題から今後取り組むべき目標を掲げたもの。 ○内容： ① 一宮市病院事業経営強化プランについて ② 経営改革の取組の推移 ③ 尾張西部医療圏の現況 ④ 一宮市立病院の現況 ⑤ 経営強化に向けた取組 ⑥ 経営強化プランの点検・評価・公表	—